

公立大学法人下関市立大学監事監査規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 5 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款第 13 条の規定に基づき、監事が行う公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の監査及び意見の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第 2 条 監事監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第 3 条 監事が行う監査の対象は、法人の業務及び会計とする。

2 前項の業務監査は、役員及び職員の業務執行を監査するものであり、次の各号に定める事項を監査の対象とする。

(1) 経営審議会等の審議その他役員的意思決定の状況及び役員が監督義務の履行状況

(2) 役員及び職員の法令遵守体制、リスク管理体制、内部監査体制などの内部統制システムの的確な維持運営

(3) 法人の財産管理の状況

3 第 1 項に規定する会計監査は、会計情報の適正性及び信頼性を確保するため、次の各号に定める事項を監査の対象とする。

(1) 役員及び職員が財務諸表等の決算書類（以下「決算報告書」という。）の作成及び報告するための、必要かつ適切な経理事務処理体制の運営状況

(2) 法人が決算報告書を作成するに当たり採用する会計方針及び表示方法等が、公立大学法人会計基準等に準拠し、法人の財政状態及び運営状況の適正な表示

(監事の責務)

第 4 条 監事は、経営審議会その他重要な会議への出席、理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）並びに職員から受領した報告資料の検証、法人の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、役員及び職員に関する調査等を行い、役員及び職員に対する助言又は勧告等の意見表明など、必要な措置を適時に講じなければならない。

2 監事は、監査意見を形成するにあたり、事実を検証し、必要に応じて外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正性の確保に努めなければならない。

3 監事は、その職務の遂行上知り得た情報に関しては守秘義務を負うものとする。

4 監事は、自己の監査責任を明確に説明するために監査調書を作成して、その整理・保管をしなければならない。

(監査の区分)

第5条 監査の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 定期監査 第8条に規定する監査計画について、業務監査にあつては毎年度1回行い、会計監査にあつては毎年度決算時に行う監査とする。

(2) 臨時監査 監事が必要と認めたときに行う監査とする。

(監査の方法)

第6条 監事は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、法人の監査を効率的かつ円滑に執行するために、適宜に内部監査担当部署と協議を行うものとする。

3 監事は、監査を実施するに当たり、法人における業務の円滑な実施及び研究の自主性に配慮するものとする。

(監査の事務補助)

第7条 監事は、所属長の承認のもとに事務局の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を受けて、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

3 監事の監査を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た事項を漏らしてはならない。

(監査計画)

第8条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(重要な会議への出席)

第9条 監事は、経営審議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、役員又は職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(監査への協力)

第10条 監事は、必要に応じ、役員及び職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監事及び監査の事務補助に従事する職員が行う監査に協力しなければならない。

(監事に回覧する文書)

第11条 次の各号に掲げる文書は、監事に回覧しなければならない。

- (1) 下関市長(以下「市長」という。)に対する認可又は承認の申請書その他の重要文書
- (2) 市長からの認可書、承認書その他の重要文書
- (3) 下関市公立大学法人評価委員会からの重要文書及び同委員会に提出する重要文書
- (4) 下関市監査委員に提出する重要文書
- (5) 前各号以外の官公庁から発せられた重要文書
- (6) 業務に関する重要な報告書その他の重要文書
(監査結果報告書の作成等)

第12条 監事は、定期監査及び臨時監査の監査結果に基づき、その被監査部局及び監査事項を記載した監査実施報告書を作成し、監査実施後速やかに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、監査実施報告書に基づき改善すべき事項がある場合、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。
(改善措置等)

第13条 理事長は、前条第2項の意見に基づき改善すべき事項があるときは、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

- 2 監事は、理事長に対して監査結果報告書に記載した事項の措置状況等について文書又は口頭による報告を求めることができる。
(市長への意見の提出等)

第14条 監事は、法第13条第5項の規定に基づき市長に意見を提出するときには、理事長にその旨を通知するものとする。
(補足)

第15条 監事監査の手續その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。